

男女共同参画センターの指定管理者について

政策局が所管する男女共同参画センターの第4期指定管理について、3館一括の選定とし、非公募で指定管理者を選定していきます。

1 施設概要

男女共同参画センターは、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための「拠点施設」として位置付けられています。

施設名称	事業（横浜市男女共同参画センター条例第2条）
男女共同参画センター横浜（戸塚区）	(1) 男女共同参画の推進についての資料及び情報の収集及び提供に関すること。 (2) 市民の文化的及び健康的な日常生活の確立並びに女性の自己開発のための講習会等の開催に関すること。 (3) 男女共同参画に関する相談に関すること。 (4) 男女共同参画に関する調査研究及び広報に関すること。
男女共同参画センター横浜南（南区）	
男女共同参画センター横浜北（青葉区）	

2 指定管理期間

平成32年4月1日から平成37年3月31日までの5年間

3 条例上の指定管理者の要件（横浜市男女共同参画センター条例第5条第2項）

指定管理者は、横浜市の男女共同参画に関する施策の方針を理解し、男女共同参画を推進するための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組に対する支援を行うものでなければならない。

4 「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」に基づく非公募の理由

(1) 極めて高度の専門性	センターは「日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現」を目指すための地域における拠点施設であり、その実現には指定管理者の男女共同参画に関する先進的な知見が必要です。また、男女共同参画に関する総合的な相談のほか、性別による差別等の相談やDV相談など、人権や人命に関わる相談を実施しており、専門的な知識や関係機関との連携が求められます。指定管理者には、男女共同参画における幅広で極めて高度な専門性が必要です。
(2) 将来にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる	これまで第2期、第3期と2回にわたって指定管理者を公募しましたが、応募団体は横浜市男女共同参画推進協会のみであり、現時点でも他に担い手が存在しません。

5 スケジュール（予定）

平成31年3月 第1回指定管理者選定評価委員会（選定方法・募集要項確定）
平成31年9月 第2回指定管理者選定評価委員会（審査、選定）
平成31年12月 第4回市会定例会 指定議案提出
平成32年4月 指定管理者による管理運営開始